

第 17 回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第 4 日)

平成 19 年 12 月 25 日 (火 曜 日)

出席議員 (21 名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛		
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ ゑ
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	岡 本 一 良	事 務 副 局 長	谷 村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乗	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農林振興課長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地籍調査課長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農業共済課長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和	三日月支所長	飯 田 敏 晴
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 発議第 6 号 「後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書（案）」の提出について
- 日程第 2. 議案第 96 号 佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3. 議案第 101 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 4. 議案第 102 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 5. 議案第 103 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 6. 議案第 104 号 平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 7. 議案第 105 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 8. 議案第 106 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 9. 議案第 107 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 10. 議案第 108 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 11. 議案第 109 号 平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 12. 議案第 110 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 13. 議案第 111 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 14. 議案第 112 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 15. 議案第 113 号 工事請負契約の変更について（南光支所庁舎建設）
- 日程第 16. 同意第 2 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 17. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
-

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。早朝よりお揃いでご出席をいただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ちご報告申し上げますが、本日議員発議の件、工事請負契約の変更について、人事に関する案件等 3 件が追加提案がされております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

なお定例会のため地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文台長、各課長、各支所長、消防長であります。

本日の傍聴ないですね。

〔議会事務局長「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） それでは、ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入りますまでに、お手元に配付いたしておりますように一般質問における鍋島議員の発言について、当局より発言についての申出がありましたので、経過等について、ご報告を申し上げたいと思います。

町当局の申入書については、皆さん方のお手元に配付いたしておっております。

去る 12 月 7 日の本会議での鍋島議員の一般質問について、当局から発言内容について申し入れが、12 月 13 日付で、私議長あてに提出されたので、12 月 18 日午前 9 時から議会運営委員会を開催していただき、発言内容等について協議検討していただきました。

その結果、議会運営委員会に鍋島議員の出席を求めていなかったため、色々と意見は出ましたが、その真偽を確認する事はできませんでした。そこで、結論として議長に鍋島議員と面談をして、その真偽を確かめるよう、そして、25 日午前 9 時より再度議会運営委員会を開きその中で報告し、協議を検討することになりました。

今日、朝 9 時から開いていただいたわけであります。そこで私は 12 月 18 日 12 時頃、鍋島議員を議長室に招き、議員の発言は一つ間違えば、副町長の進退名誉にかかわる問題ですので、との前置きをして真偽を聞かせていただきました。

1 つ「業者の提供というが、業者名を明らかにされたい」という事で、鍋島議員については、「業者名を、名前を出すことは、業者に迷惑がかかるので言えない」という事でございました。

1 つ「業者名を明らかにしなければ、議員が業者の名を借りて、自分で言ったことになるが、この点は」という事に対しまして、鍋島議員の方から、「自分で作っていない。業者よりはっきりと聞いた」という事であります。そこで、私が、「信頼のできる業者ですか」という事をお尋ねしたら、「信頼のできる業者です」という事であります。そして、また「町当局、副町長の名誉の問題でもあるので発言の取り消し、または謝罪はないか」という事を聞かせていただいたら、鍋島議員については、「取り消し謝罪をするつもりはありません。私は、情報を聞いて、本来あってはならない事を確かめただけで、そういう事実がないという事であれば、それでよい」という事でございました。また、更に私、「副町長の進退にかかわる問題なので本会議の発言としてはどうかと思うが」という事について、鍋島議員の方からは、「大事な事だから本会議で正し副町長が忘年会に参加していないと言われておられるのであれば、その後の問は、していないという事であるので、その後の質問はしていない」という事であります。また、私の方から、「今後個人の進退にかかわる事、名誉にかかわるような発言は、本会議には、慎んでいただくようお願いしたい」という事を申し上げたところ、特に、コメントはございませんでした。

この一連の中の鍋島議員と私のやり取りの中で、信頼のできる業者ですかという事で、私が、問うと鍋島議員の方から信頼のできる業者であるという事を言われておるわけですが、そうすると信頼できる業者であるという事は、副町長が言った事が、それが信頼できるのであればという事で、まあ、考えられる事があるんですけども、そうしますと、本会議の中でやはり調査権発動し、本人を証人喚問としてやらなければならないような事がありますので、そういう事をするのが本来かも分りませんけれども、まあ、できれば、町当局にご理解をいただけるのであれば、この点で、ひとつ、今後、そういう発言については、各議員におかれましても、充分慎んでいただくよう議長からお願いをしたいと、この様に思っております。

それから、先程も申し上げましたけれども、本日、9 時から議会運営委員会の意見として、「議員の調査権による発言で問題ない」と「情報を聞いての質問で質問には問題ない」

と「言われた本人の名誉もあるので個人名が出て来るので、発言内容については注意」と。本会議での議長の見解としてはですね、先程申しましたように、こういう発言については、充分と確認をした上での発言でありますし、また、その発言については、議員が責任をきっちりと持てるような発言をして欲しいという事で、お願いしたいと思います。

以上であります。

日程第 1．発議第 6 号 「後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書（案）」の提出について

議長（西岡 正君） 次、日程に入ります。

発議第 6 号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

発議に対する提出者の説明を求めます。提出者、鍋島裕文君。

〔21 番 鍋島裕文君 登壇〕

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。21 番、共産党の鍋島でございます。

本提案の前に一言。一般質問の内容について、そういった事実があるのかどうかという確認をして、副町長が事実がないという答弁をされていますので、私、大いに安心したという事を、まず報告をさせていただきます。

それでは、提案に入ります。

本提案の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書は、高齢者を邪魔者扱いにし、切り捨てるものである、本制度と、この新制度と一体に始まる前期高齢者の窓口負担増の反対を求める為のものであります。

意見書案を読み上げ提案説明とさせていただきます。

来年 4 月より、75 歳以上を対象に新たな「後期高齢者医療制度」が実施されようとしている、同制度は、①これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75 歳以上の全ての高齢者から保険料を徴収する。②月額 1 万 5,000 円以上の年金受給者は年金から保険料を天引きする。③保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる。④75 歳以上を対象にした別建ての診療報酬を設定し、高齢者に差別医療を強いるものである。更に、70 から 74 歳の窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げ、65 歳から 74 歳の国保税も年金から天引きすることも予定されている。多くの病気を抱えているハイリスクの高齢者だけをひとまとめにした別建ての医療制度は、世界に例を見ないものであり、これまでも長期入院患者への食費・居住費の負担増、現役並所得者の 2 割から 3 割負担への引き上げが実施されてきた。高齢者からは「これ以上、負担できない」「この先どうなるのか」などの不安の声が多く聞かれる。よって、国におかれては、後期高齢者医療制度に関し、以下の措置をとられることを強く求める。

1. 新たな後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。
2. 70 から 74 歳の窓口負担の 2 割への引き上げを止めること。
3. 医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。以上であります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。
これより発議に対する質疑に入ります。質疑ございますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、これで発議に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入りますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） はい、5 番、笹田鈴香です。

私は、発議第 6 号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書（案）について賛成の討論をいたします。

75 歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度が来年 4 月実施されます。この制度は、75 歳以上全ての高齢者から保険料を徴収するというものです。勿論これまで扶養家族で保険料の負担がなかった高齢者からも徴収します。1 人当たりの平均保険料月額 6,783 円が発表されましたが、高齢者にとって負担が大き過ぎます。月額 1 万 5,000 円以上の年金受給者は、年金から保険料が天引きされますが、1 万 5,000 円以下の人は、普通徴収となるので、滞納の可能性が出て来ると思います。老人保健では、保険証の取り上げはできませんでしたが、後期高齢者医療費制度では、保険料を滞納すると保険証取り上げがされます。できます。では、この保険料を滞納すると。あっ、失礼しました。また、この制度は、病院へ治療に行っても、包括性の為、診療回数が減ったり、薬の量が減らされたり、高齢者に差別医療を強いるものとなっています。更に、70 歳から 74 歳の窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げ、これまでも、入院患者や食費または居住費の負担増を強いら、現役並みの所得者は 2 割から 3 割負担の引き上げがされて来ました。9 月議会の一般質問で、高齢者の人から年寄り死ねという事かと言われたという事を、私も言いましたが、これ以上負担はできない。病院にも行けなくなる。どうしろと言うのだなどと不安の声が多く聞こえて来ます。新たな後期高齢者医療制度は中止・撤回し、70 歳から 74 歳の窓口負担の 2 割への引き上げを止め、高齢者または国民、町民が安心して医療を受けられるよう求めて、賛成討論を終わります。

議長（西岡 正君） 他にございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 反対討論を行ないます。

発議第 6 号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書（案）の提出について反対の討論を行ないます。

後期高齢者医療制度は 2006 年の医療制度改革の一環として財政運営の主体を明確にしつつ、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえた医療が行なえるよう創設されたものです。

現状の医療制度では、このまま更に高齢化が進むと現役世代の負担が過重になってしまいます。ですから、高齢者を現役世代の負担、世代間の公平性を確保する為に、新たな負担をお願いすることにしたものです。75歳以上の後期高齢者が来年4月から新たに負担する予定だった保険料を半年間免除し、その後の半年間は、9割軽減する事が与党で決着いたしました。また70歳から74歳までの前期高齢者の内、一般的な所得者の窓口負担は8年4月から9年3月まで1年間は、当初予定された2割への引き上げを見送り現行と同じ1割に据え置かれることも与党で合意しております。

よって、本案について反対の討論といたします。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、これで発議についての討論を終結いたします。

これより、発議について採決に入ります。

ただ今、議題となっております、発議第6号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書(案)の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数であります。よって本案は否決されました。

日程第2．議案第96号 佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第2に移ります。

議案第96号、佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第96号の提案に対する当局の説明は、12月5日に終了しておりますので、質疑・討論・採決を続けて参りますので、よろしくお願いをいたします。

暫く休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時18分 再開

議長（西岡 正君） 会議を再開いたします。

議案第96号、佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） これ、ちょっと目を通させていただいたら、いわゆる金額が安くなっている部分出て来ておりますけれども、これらについては、別に安くせんでも、据え置いたらいいんじゃないかと思うような事があるんですけど、そこら辺の、なぜ、こうい

うふうに安くされたんか、そこら辺の見解言うんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、この提案させていただきました条例の頭にありますようにですね、適正化及び類似施設の使用料の均衡化を図るという事で、旧町それぞれ、色んな施設を建設してですね、その時、その度に、その施設の使用料と条例を定めております。そういう事で、今回、その、そういう、それぞれの施設を全体をですね、均衡を図るという事で、見直しをしたところ元々財政的な面からすればですね、今後、使用者の負担についてもですね、こう、増額をお願いしなきゃいけない事もあると思うんですけども、今回は、総額的には、あまり大きな増額をせずにですね、全体でバランスを取ろうという事での調整を図ったところです。そういう中で類似施設から見ても、一部高い所、使用料の所については、逆に引き下げるという事も生じておりますのでね、その点は、意図をお含みいただきましてご理解いただきますようお願いをいたします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬゑ君） 今回、たくさんの施設が改正されるんですけど、今回の改正によって、町の、この 18 年度決算で、資料でいいですけど、どれぐらい、その変更する事によって、増収が見込まれるのか。また増収ではないのか、その辺、具体的に説明してください。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。財政課長ですか。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） あの、18 年度全体の使用料と言いますか、決算の中で、これは余談になりますけれども、文化情報センターなんかのチケット料とか、そういうふうの全て含めてですね、7,600 万余りの入がございました。そういう中で、この使用料につきましても、キャンプ場と言いますか、自然観察村なんか、これは、時期的な問題、去年は雪の関係でスキー客の減というような事もありましたんで、この入としては、今 19、20 年度の予算編成中でありまして、そう大きくは変わって来ないんじゃないかなというふうに、こちらの方は見ております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） その具体的に資料出して欲しいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 一応ですね、20 年度予算につきましては、一応今日をもって締め切る予定にしております。そういう中で、どれだけ出るかというのは、未だ見えてきませんし、また新年度予算につきまして、個々の資料に基づいてですね、出させていただければと思っておりますが。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） これ提案されて、前年度、均衡図るというのが、大きな理由にはなっているんですけど、利用する関係者に、どんな影響が出るのか、そういう事も含めて、やっぱり慎重に審議しないといけないと思うので、そういった資料が欲しいという、当局の説明として、補足として欲しいという要求です。

議長（西岡 正君） 資料出して欲しいという、よろしいですか。後でいいですね。

18 番（平岡きぬゑ君） 審議しているんですから、今、用意できないんですか。

議長（西岡 正君） 今、できますか。できませんか。できませんという事ですが、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） 資料が出ないんだったら、その結論出すのは、いかがなものかと思いますが。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、次に、ちょっと4、過ぎましたんで笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 今回の、対照、新旧の対照表見てもらおうと分るんですが、各施設の中で、作業室とか、その他会議室とか、そういった物が、たくさん削除されている部分があるんですけども、まあ、例えばで言いますが、上月の総合交流促進施設ですね、ここですと和紙作業室とか、それから三日月老人福祉センターになりますと、第1会議室とか、それに機能回復訓練室、冷暖房を使用する場合とか、削除されている部分があります。これらの削除された部屋は、どういうふう to 今後されるのか。それと、その削除の中でも、全館使用というのが、今回全くありませんが、その2点を、まずお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 全体の、この今回の見直しにつきましてですね、ご理解いただきたいのは、できるだけ利用者の皆さんにも、利用していただきやすいようにという事で、全館ではなくて、その部屋毎にするとか、それから冷房料金を別途お願いをしていたのをですね、そういう、その冷暖房費を込みで、その使用料の中に入れるとか、そういう調整もしておりますのでね。それで、また利用する時間帯も、できるだけ細分化もするというような形にして、利用する方にとって、できるだけ無駄のないような利用もしていただけるようにも考えております。ですから、その今平岡議員が、先程お話になりました資料と、前のですね、その条例に基づく、これ使用料と比較をする資料を出せと言われてもですね、その元々が、その使い方を変えておりますのでね、ただ料金だけを、増額、減額、変更しているんだったら、大体昨年の使用料の中でいくらぐらい増額になりますという事は言えますけどもね、実際、その施設、これだけたくさんある中で、色々とその施設毎によっても、使い方なり料金の徴収の仕方というものを調整してやっておりますので、前とかなり変わっております。ただ、全体としては、考え方として、今お話させていただきますように、利用者の皆さんにも大きな負担増には、余りならないようにという事では考えておりますので、ただ、今までその無料であったとかですね、そういう施設があります。これはですね、やはり、施設の利用者の利用される皆さん方の公平を図るためにもですね、それは類似施設と同じように、料金はいただくという負担をしていただくという考え方しております。ですから、無料であれば、それは100パーセント、今までのから、これだけ上がって、負担増、値上がりになってますという事は言えるんですけども、それは、元々無料であった事自体に、ひとつ私は、ある意味では、全体から見れば不公平な問題があったんじゃないかというふうに考えておりますのでね、全体から見れば使用料で、これで財政的な、この増収というような考え方は、今回いたしておりますので、この点は、ご理解いただきますようにお願いします。

議長（西岡 正君） はい、笹田議員よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） ええっと、その誰でも使用できやすいようにいう事で言われたんで

すが、その区切って時間的に決めたという事なんです、この全館使用の場合なんか、例えば1日中すると、1日中終日使う場合があるかもしれませんが、そういった時に、やはり、今頃どこへ行っても、1日使うと安くなるとか、そういった事があるのに、これを見ますと、大幅な、これ全部、午前中、午後、夜間を通じますと、すごい費用になると思うんですが、その辺、やはりお考えにはならない。割引というか、全館使用の場合は、割引するとかいうような方法は、なぜ考えられなかったのですか。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 全館使用と言いますか、各部屋毎に、こうさっき町長言いましたようにですね、区切らせていただいて、そして全館使用の場合、トータル的に見ますとですね、先程の冷暖房それから夜間照明部分がプラスになっておったという部分で、平均したら、逆に減の方向が出ておろうかと思っております。全体の1日の単価と時間、今回冷暖房特殊な所をどけてですよ。冷暖房それから夜間照明、夜間の照明と言いますか、部分足したものよりは、全体で10時まで使っていただく時間の方が安く、安くと言いますか下がっておるというふうに、平均すれば下がったというふうに、こちらは、計算はしておりますが。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あの、まあ、平均という事を言われるんですけども、やはり上がった部分については、確実に上がっているわけなんで、それと同時に町長が必要と認める時というのが、各施設で全部とは言えませんが、ほとんど削除を、新旧対照表で見ると削除されているんですけども、そういった事も含めてやはり、町民の使いやすくするという立場で、やはり料金の決定は、決定というか、この案は出して欲しかったなと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 基本的には、まあ、その先程何度も申し上げておりますけども、皆、使用していただく皆さん方にも、利用していただきやすいようにという点は、これは、1つの基本方針としては考えながら、その施設の内容によって判断をいたしておりますので。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 参考資料の方で、ちょっとお聞きしたいんですけど、参考資料の、佐用町の公の施設の減免規則の方で、規則の第3条、使用料の減免、その4項、町が直接補助金を交付している諸団体が使用する場合は、5割免除または全額免除とあるんですが、この町が直接補助金を交付している諸団体、色々文化団体なりスポーツ団体、産業団体なりあると思いますけど、これ大まかな数で結構です。団体は、対象団体はどのぐらいになりますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今のところ、こちらの方で、大体拾っておりますのが、確かな数字ではないんですけども、大体95団体ぐらいだと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） その95団体の中で、その、後段の部分ですね、5割免除又は全額免除、その5割と全額免除が、その分ける、振り分けの基準というのは、どういうものでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） この減免等の関係につきましては、委員会を設けてですね、その中でやっていきたいと、選考させていただいて、そして決済させていただくというような考えを持っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） そういうふうに決められるんでしょうけども、その実際に、今度施行する場合に、その委員会で、一々それを聞いて、その減免の、その申請があって来た段階でするんで、その使う時に、その減免なりというのが、それが発生してくると思うんですけども、申請段階、私とかが、ほんまに、それ5割なんか全額なんかいう事が分からない段階で、その申請されると思うんですけどね、それが施行されるにあたっては、あらかじめ、その利用される団体の方には、どういう団体になるか規定をきっちり作っておかないと混乱すると思うんですけども、それは、その条例は、これなった場合に、規則とし

ては、直ぐなりますから、そういうふうな施行の時の実際には、今の段階では、どういうふうにされるんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） これまでですね、昨年も生涯学習課の方で取りまとめていただいております、その減免団体の登録期間中のがございましてですね、その期間をもって、こう登録をお願いすると。その中で選考させていただくと。ですから、大きな基本的にはですね、町全体の組織であれば、段階的に見ますと全額免除だとか、次の下へ下へ下りる毎にですね、1団体しかないような場合の選考なんかだと、一番上の全額免除というような分類に入って来ようかと思うんです。ですから、その分類の仕方また登録していただく団体等ですね、充分周知さしていただきながら、これ、来年の4月からというふうに考えておりますんで、来年早々には、また各団体の方に、各担当より周知徹底も図っていききたいというふうに考えております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

先程の金谷議員の関連なんですけれども、今その諸団体の分け方なんですけど、委員会でいう事をお答えになっておりますけれども、第3条の(4)とそれから(6)、この関係で(4)も全額か5割免除、で、あの、(6)の使用料減免団体に認定された団体が使用する場合、5割免除という事で、これまで無料で使用していた団体が免除とならない可能性というのは高くなって来ると思うんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。年が開けてから説明すると言われても、各団体にとっては、急な話でありますし、それで納得できるかどうかという点があります。で、これ、ここに各団体と協議を持たないままですね、このところに一方的に上げてくるというのはどうかというふうに思うんですが。

議長（西岡 正君） はい、どなたでしょう。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 先程の笹田議員の質問と似かよってるんですけども、一応ここで共通の理解をいただきたいんですけども、当然、今吉井議員がおっしゃるように、今まで無料だったと言われるような所、今度は5割になるんじゃないかなというようなご質問ですけど、そういう事を踏まえて、認定委員会で、充分その認定のね、審査をしていきたいと思うんですけども、ただ1点ね、こういった施設、使用料をいただく場合に、当然無料というのが一番望ましい、使われる方は、こう思われるんでしょうけども、基本的に共通理

解として、この使用料というのは、施設の使用料、全て維持管理掛かります。そういう意味からですね、基本的には、最低その5割ね、半額でも、その貰っているのが、本当は、望ましいんじゃないかという事で、大まかにね、5割の半額は負担していただこうというのが、共通理解というふうに捉えていただきたいと、私は、思っておりますけど。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） その様な姿勢ですね、半額でも負担していただきたいというのは、ここで条例を変えてしまう前に、各団体、グループと協議があってしかるべきではないかと思いますが。いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答え下さい。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） ですから、先程お答えしましたように、そういった団体を抽出してですね、この団体が全額免除から5割になるというような事をピックアップして、一つ一つの今あるような団体に交渉までは、今のところはしておりません。ですから、今後年明けから、そういった団体に、審査、申請をしていただいて、そこで活動内容なりね、今までの経過、そういった事を充分踏まえながら、お話をさせていただきたいという考えでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） これまでに、長年活動して来たり、そういった団体が多いと思うんですね。新たに出て来る団体もあると思いますけれども、やっぱり条例を変える場合は、そういった歴史のある積み上げのある団体については、きちんと協議もしてですね、各そういった団体の意見を踏まえた上で、条例を触るべきではないかというふうに思いますけれども、どうですか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） あの、最初からこの条例の今回の改定の趣旨というのが、その、こ

の均衡、施設、そこの利用料金それと非常にまあ、バランスが取れてない。色々と安い所、高い所がありますので、使用目的とか、そういう状況、施設の内容によって全体を使用料の均衡を図るという事が目的の条例です。で、後ですね、実際にそれぞれの使用団体に利用料金を、使用料を支払っていただく、負担していただく事についての減免、その団体の、そういう事については、先程から話させていただきますように、これをもとに、これは、施設の料金の基本ですから、この事が基本になって、後は、これまでの使用料また、その団体のいろんな活動、また、その目的、それによってですね、減免を適用していくという事になりますので、今回の条例につきましては、その使用料の元々の使用料としていただく、その料金を改定するという事で、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。ちょっと待ってくださいよ。

21 番（鍋島裕文君） 今回の条例改正は、今、町長言われた使用料の改正とそれから現行条例にある町長が減免できるという内容のね削除も入ってるんですね。削除入っておるから、この減免、取り扱い規定、規則を参考資料として付けておるとというのが、この提案の中身だと思います。それで、確認したいんだけど、町長に使用料を上げたり、それから免除したのを有料化すればね、やっぱり町民の使用が少なくなれば、折角の施設がもともこもないじゃないかというような質問を以前いたしました。その時に、町長は、できるだけ、そういう事のないようにね、おおいに使ってもらわないと意味がないというように答弁しておるわけで、確認したいんだが、この減免規定、この規則読めばね、これでは、委員会で検討されたとしても、例えば、各文化協会、体育協会、加盟団体、加盟サークル、同好会、そういった所が、現状、全額免除の所も 5 割免除になる可能性が充分に、この内容であり得ます。そういった実態からすれば、現行免除されている所、全額免除されている、そういったサークル、同好会の団体、これは引き続き施設の使用料をね、使用をおおいにやってもらうという立場から、規則をその様にね、規則は議会の議決要りませんので、変えてはどうか。現行どおりね、そういう考え方はありませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、まあ使用料の減免という事で、条例も、その案入れておりますけれども、これは、今言われるのは、町長が認めるという文言が入ってないという事を言われているんですね。ですから、これをですね、町長が認めるというのは、非常に曖昧な規定なんです。で、これを公平性をですね、保つためには、やはり、こうしてきちっと委員会の中で、当然その中で審査する条件としては、今まで、利用していただく、今後も益々たくさん利用していただくという事が必要ですから、そういう事が当然、ひとつの念頭に置いた上でね、登録をしていただいて、その規定をきちっと使用団体の皆さん方に公平に適用して行けるようにして行こうという事です。ただ、まあ、助役が先程答弁しまし

た、その利用について、できるだけ5割ぐらいは負担をして欲しいというような、その、それぞれの今言い方をしましたけどもね、この点については、少なくとも利用していただくという立場も、当然有効な施設の利用という点もありますから、できるだけ幅広く今まで以上に利用していただく為には、その施設、その団体に対しての、これから町から直接この補助金を出したり、町が、その支援をしていくという中でね、それも同時に、やっぱり総合的に考えた上で、その使用料というものを、いただくかいただかないか、負担していただくか、全額免除にするかという事も、この中で決めて行くところではないかと思うんです。だから、団体によって、どれだけ町としても財政的な支援をしているかというような事も、やっぱり踏まえて考えて行って公平な使用料をお願いをして行くという事で、これから考えて行くべき話ではないかと思っておりますので、町長が認めるという項目は、これは削除させていただきたいという事です。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） 鍋島議員と同じような内容になろうかと思うんですけれども、95 団体という、1つの文化協会恐らく文化協会等に加盟している団体等含めての 95 ぐらいだと思ってしまうんですけれども、そういった中にも、そのカルチャー的にされている文化協会に加入している団体が事実あります。その辺りについては、やはりカルチャーというのと、あくまでもボランティアで、自分のあれを見識を、見識を磨いて行くというのとは、若干違うと思うので、その点について、どのように対応していくのか。それと、各こういった施設において、飲食ですね、できるのかできない、全くしてはいけないのかと。まあ色々な形があるかと思うんですけれども、私の知っている、ある団体は、地区センターでは、飲食は、もうできんのやというような格好で、できる所という事になっておるんですけれども、老人、久崎の老人福祉センターであれば、あそこだったら飲食ができるから、そこでするんやとか、折角いいセンターができながら、そこでは飲食ができないから、まあ折り弁当ぐらいですね、できないから、無料で福祉センターでやるんだというような形のグループもあるわけなんで、それは、ちょっとおかしいんではないかな。その辺について、当局、どの様にお考えでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 利用者の団体においてね、今大下議員、お話のように、それぞれのグループ、文化教室のような形で、カルチャー教室のような活動を一部の皆さんが集まってやっておられる方、それは、あくまでも、それは、上の団体としては、文化協会にも所属されているとか、文化協会の下の下部組織として活動されているとか、いろいろなその団体の構成があると思うんですけれども、その辺は、文化協会と、その団体との関係、そういう中でですね、どれだけ減免規定として、今言われるボランティアではない。自分達の趣味を主でやられているのについては、基本的に、やっぱり、この施設のいろいろ光熱費とか、維持管理費、そういう物も、やはり受益者負担として負担をしていただくというような事も、これは当然必要だと思っております。ですから、これは、その団体に登録していただいた中で、審査をする中で協議すべきだというふうに思っておりますけれども。

それから、施設によりまして、飲食なり、中での、そういう行為というのを制限している所もあります。それは、施設のですね、内容、まあ管理の面です、下がじゅうたんであつたり、そういう汚れて、中々管理が難しいというような所については、そういう室内での飲食を制限している所があると思うんですけども、基本的には、僕は、私は、そういう所以外につきましてはね、その団体が責任を持って皆さんが1日使われるとすれば、当然、そこで途中食事もあります。お茶も要るわけです。そこは、そんなに厳しいね、制限をする必要はないなど。まあ、文化ホールのようなですね、ホール内というのは、仕上がりによっては、やはり制限をしないといけないという所もありますけども、それは、他で、他の部屋です、また飲食もできる所もありますし、まあ、その使用料の方法としては、そういう工夫をしていただければ、できるのではないかと考えておりますのでね、特に、何か問題が、そういう事で、制限している中で、使用する上で支障があるようであれば、そこは、もう一度協議してですね、規定が、その規定というものを見直していけばいいのかなというふうには思っております。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） まあ、カルチャーの件ですけれども、大なり小なりの、そういったカルチャーもいろいろあると思うんですが、やっぱり月謝を払ってですね、やられておるのは、これはあくまでもカルチャーとみなさな、金額の大小は別としてね、みなさなければいけないだろうと思います。

それと、飲食についても、普通折り程度を取ってですね、そこで会食して、会議を進行するとか、ここで、例えば老人会あたりが総会するとか、そういったもんについては、やはり、折、若干 1,000 円程度のを取ってですね、そこでまあ、飲食をするわけですけども、それが、まあ例えば、久崎の例であれば、久崎のセンターでは、折角いい施設ができながら、飲食はできんのんで、そこは使えんのやと、いう様な形がですね、今出て来ておるんです。私は、そんな事、関係ないと。使うたらええんやという事を言うてますけれども、いや、そこではできんから、福祉センターでやるんやというような格好で言われておる。福祉センターにしたって同じことです。畳の上という事ですね。色んな、そういう折角、その暖かい、こういったじゅうたんの部屋もありますけれども、そういった部屋の中で、老人会等が使う場合、また飲食する場合は、いいんじゃないかと、私は、ずっと思っておるんですけども、そのあたりが、どういう、どこから、どういう話が出て来ておるのか、不評の中でですね、したらあかんじゃ、あかんじゃというような格好になってきておるわけです。そういった事についてもですね、町内いろんな所に、そういうセンター、また、そういうような交流の場があるわけですから、折角のいい施設がありながら使えない。ただ、飲食ができないから使えないという事だけでは、これは交流にはならないという事も思いますので、その辺もはっきりとしていただけたらなと、この 95 団体という事プラスですね、そういう内容も利用方法についても、もっと考えるべきじゃないかなと、この様に思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。まず、反対からお願いします。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、反対、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 5 番、笹田鈴香です。反対の討論をさせていただきます。

議案第 96 号、佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るため関係条例の整備に関する条例案について反対の討論をいたします。

合併をして2年経った今でも、サービスが悪くなったという声を聞きますが、今回の使用料は、類似施設の均衡を図るためと言いながら、37 施設の内 21 施設が引き上げになり、引き下げになるのは9施設です。低い方に合わせるのであれば、良いのですが、これでは町民が利用しにくくなるのではないのでしょうか。規則で減免はありますが、今回の減免は、問題です。現在免除であっても、町の規則の改定では、多くの施設が有料になり、町及び町の機関が主催又は協賛して使用する場合などに限定し、多くの団体などサークル活動が有料になります。これは絶対にすべきではありません。規則の改正をすべきです。

以上、反対の理由を述べて討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、これで討論を終結いたします。

議案第 96 号、佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 101 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 3、議案第 101 号ないし議案第 112 号について、議案の提案に対する当局の説明は、12 月 5 日に終了いたしておりますので、当局の議案説明を省略して、各議案ごとに行いますのでよろしくお願いをいたします。

日程第 3、議案第 101 号、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。

議案第 101 号、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について、の質疑に入ります。質疑ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。7 ページの分担金及び負担金のところですが、

10 目の総務費分担金高度情報通信網加入分担金のところで、参考の為にお尋ねしたいんですけれども、佐用地区の工事をしなくても、ウイंकに加入しなくても受信できる地域の件ですけれども、説明会が終わって締め切りが迫って来ましてから、葉書が送られているんですけれど、その内容というのが、今入ってないと加入金が倍になって、工事費も 10 万程度掛かると。そういう事で不快な思いをしたという、受け取って不快な思いをしたという方もいくらかおられます。で、その葉書を発送した件数と、それからそれ以後に加入された件数、分ったらお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） ちょっと件数につきましては、確認をしまして後で報告させていただきたいと思います。

この葉書につきましては、一応指定期間を定めまして、説明会等をさせていただきました。その中で直接受信の地域の方が主なんですけれども、全然入って、加入をしておられない方がおられましたので、まあ、締め切り期間が過ぎてしまいますと、後からご加入いただくと、今のところだったら 1 万円で加入できる話が、後で負担が要りますので、そういう意味合いで、出させていただいた葉書でございます。特に、それで脅す言いますか、そういうつもりの葉書ではありませんので、それで、それをもって、後から加入された方も現実におられます。件数については、後で報告させていただきますけど、そういう事情です。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それと、今使っているテレビにチューナーを付ければ受信できるという事が、中々理解をされていないようです。で、テレビを買い替えないといけないというような事を、よくあちらこちらで聞きますし、ある自治会長さんは、電波が違う形になるんだから、今のテレビは使えんようになるんやという事をね、やっぱり言われておりますので、いろいろ説明会に行っても、その時は、分ったような気がしていても、よく分からない、そういう点があるので、以前にも、まちづくり課長さんには、そのチューナーも格安のがね、作られるようだし、そういう事で、今のテレビでも大丈夫ですという事を、説明してくださいというお願いをしたんですけれども、その点、よく分かるように、特に高齢の方は、テレビの買い替えの出費の事を心配されておりますので、その辺、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） 答弁、結構ですか。要りませんね。

20 番（吉井秀美君） 要ります。

議長（西岡 正君） ああ、要りますか。まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） チューナーの件でございますけども、それにつきましては、集落の説明会なり、パンフレットの中で 2011 年までは、今のテレビで完全に見れますし、11 年以降もチューナー等を替えていただければ今のテレビでも見れますという事はご説明をさせていただいております。チューナーにつきましても、国の方の中で検討されまして、価格的にも安くなるというような情報、いくらになるというところまでは聞いてませんけども、安くなるような話も聞いておりますので、2011 年までの間に、それぞれご理解をいただいて、聞かれた分につきましては、後からでもご説明をさせていただいておりますので、大方については、周知をできておるという状況の様に思っておるんですけれども、抜けておりましたら、また、させていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですね。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ページ 6 ページ、10 番の固定資産税ね、その 10 と 15 の現年課税分と滞納繰越分のこの説明と、その下の地方交付税、3 億 2,110 万 9,000 円の、これによって対前年度どうだったんかという事ですね。

それから、9 ページ、9 ページの災害復旧、一番下ですね、県の補助金の 333 万 5,000 円。これが、まあ多分最終になると思うんですけど、19 年度がですね、何件ぐらいやって、いわゆる大きな所、どういう所のどういうもんが残っておったんか 3 つ程教えてください。

それから 11 ページ、11 ページの下ですね、諸収入の延滞金の 400 万円と、その下ですね、30 の雑収入の滞納処分費の 17 万 9,000 円、それを教えていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

税務課長（上谷正俊君） お尋ねの件の前段の固定資産税につきまして、私の方から、まずご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、現年分につきまして、2,800 万 5,000 円の補正増を計上させていただいております。これにつきましては、主には、播磨科学公園都市の関連の償却資産税についての増額部分でございます、これにつきましては、特に関係いたしております上郡町、たつの市とにまたがっておりますので、償却資産の申告書は例年 1 月に訂正するわけですが、1 市 2 町間での税の配分という事につきまして、従来から 1 市 2 町間で、協議行ないまして、その協定に基づきまして課税をさせていただくという事にいたしておるところでございます。その点につきまして、そういった協定による確定事務が 7 月になります。そういう関係で、どうしても当初補正では、計上できずに以降補正対応という事にさせていただいております。今年度につきまして、この点につきまして、スプリング 8 関係の税収がトータルにおきまして、佐用町におきましては、約 3 億 1,300 万程の税収を調定をさせていただいております。そういう関係から、この度この額の増額をさせていただいております。

それと滞納繰越分の 1,000 万につきましては、当初予算で 3,130 万円の予算額を計上い

たしておりました。これにつきまして、公正公平な納税の推進という事を進めておりまして、各納税者の方々のご理解もいただきながら、今回 1,000 万円の補正増を計上させていただいておるところでございます。

〔岡本義君「その件数なんぼでした」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと待って、ちょっと待ってください。また、後ほど聞いてください。

 はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、交付税関係でございますけれども、18 年度と 19 年度を比較してという事でございます。率にいたしまして普通交付税で 2.1 パーセントの増になっておるという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 災害復旧の補助金の件でございますけれども、18 年災害をです、19 年度には、2 件、空山池と金谷池を 19 年度で災害復旧しております。それと、19 年度災害がありますので、これから入札させていただきます。それが、6 件だったと思います。それと、その増額、333 万 5,000 円の増額につきましてはですね、空山池の査定を受けた時、洪水バキの下が空洞になっておりました。それで下側が確認できませんでしたので、当初 5 メーター間だけ災害査定を受けております。条件が付いておりまして、掘削の後ですね、空洞が酷ければ、それは、また後で変更で認めるというような事がありました。現実、掘削した状況から言いますと、空洞が酷かったという事で、斜めになっている区間、約 20 メーターあるかと思うんですけども、それを災害査定として変更で見えていただきましたので、今回補正させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですね。

 〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 6 ページの、先程出たんですが、固定資産税の償却資産の件ですが、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、これは、播磨科学公園都市という事ですが、この秋になってからなんですけども、農家の方に、今まで農機具などの減価償却をした後の金額に税は掛からなかったのが、今回掛かるという通知が来たと言って大変驚かれた方があるんですけども、それは、この償却資産とは関係ないと思うんですが、今回、今回からと言うか、現年度から課税をされる予定ですか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 償却資産税の申告等につきましての取り組みについて、若干ご説明をさせていただきたいと思うんですが、所得税等の申告におきまして、償却資産を計上しておられるといった点につきましては、ご承知のとおり課税標準額以上については、償却

資産税、固定資産税の償却資産税が課税されます。これらにつきまして、そういった所得税の償却資産の計上を、税務調査をいたしまして、償却資産税の固定資産の償却資産税が申告されていないケース、これは、農家の方に限らず他の事業所あるいは、個人につきましても、調査を行いまして、申告されていない方につきましては、申告納税の指導を行なっております。その中にご指摘のような農家のケースも若干いらっしゃったかと思いますが、それらにつきまして、やはり、あの、申告、大多数の方は、正しく申告納税をしていただいておりますのでございますから、申告されていない方につきましては、そういった形で申告指導をさせていただくという事ですね、課税の適正化を図っておるというところでございます。しかしながら、農業の事に、農業所得につきまして、非常に昨今の収支状況、非常に厳しいものがございます。そういった点からですね、いろいろ町の、そういった課税させていただく方につきましても、一定額、大規模な経営をされておる方に、限定、事実上限定していくんですけれども、そういった中におきまして、非常に公益、農業の持つ公益性、そういった点に貢献しておられながら、現実には、採算収支赤字であるといったようなケースにつきましては、減免規定を新たに、この度設けまして、そういった方につきましては、減免規定を適用いたしまして、償却資産税の減免を行なうといったような事も行ないながらですね、地域の農業の農地の保全の為に尽力されておるようなケースについて収支状態が悪いようなケースにつきましては、そういった配慮もさせていただきながら、適正な申告納税を指導をいたしておるというところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。高木さん、手挙げられていなかった。ないですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） ええっと、じゃあ、償却資産のところ 6 ページですね、それから普通交付税、関連で伺います。まずスプリング 8 の償却資産の関係でありますけれども、3 町の確定が 7 月という、今説明が行なわれました。この確定時期というのは、年度によって変わるのかという事を質問したいと思います。と言うのは、18 年度の、この償却資産の補正というのは、今年の 3 月議会の専決補正というのは、18 年度行なわれたんですね。だったら昨年度の場合は、確定時期が遅かったのかどうか、その様な確定になっておるのかという事。

それから同じページで、法人の法人税割りの関係の確定を伺いたいんですが、法人税の 100 分の 12.3 が法人税割という事で、1,900 万円の補正になっております。この法人税割が確定するのは、いつもいつ頃なのか。これも 18 年度では、3 月で専決補正というふうに記憶しておるんですけど、確定時期が変わるのかという事。それから普通交付税の関係は、対前年比 2.1 パーセント、約 1 億円の交付税増です。この 19 年度の当初予算の時に実態に合った予算を組むべきだという指摘を受けて、なお且つ 3 億円からの増額補正という事になっております。そこで伺いたいのは、対前年に比べて、当然、基準財政需要額が増えたというのが、この結果でありますけれども、これ何が増えているのかということ。それから、この 19 年度の地方財政計画は、4.4 パーセントの交付税減というのが、財政計画でありました。それから見て、本町は増ということになるわけですから、そのあたりはどう見たらいいのか。そのあたりの点を伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 税の関係につきまして、まずお答えをさせていただきたいと思います。

まず固定資産税の償却資産税についてでございますが、これについては、先程のご質問でお答えをさせていただきましたように、償却資産税につきまして、1市2町間で配分で協議させていただきまして、配分させていただく時期は、例年7月頃とさせていただいております。一応、まあ、それぞれ、それを受けまして、最終的に1市2町間、それぞれ確定した税をですね、課税をさせていただいておりますというところでございます。

次に、償却資産税、失礼いたしました。

法人税割り、法人税の法人町民税の法人税割でございますが、これにつきましては、ご承知のとおり、各それぞれ法人のですね、決算時期が、それぞれ法人によって異なります。それを受けまして、決算後に2ヵ月以内に、申告納税をしていただくという税制の仕組みでございますので、それぞれの申告時期に応じたですね、税額が、一応われわれといたしまして、申告を基に賦課決定をいたしておるところでございます。各補正予算時期にはですね、税収見込みを立てながら、確実なものにつきまして、この度のように、補正計上をお願いをいたしておるところでございます。ご理解をお願いいたしたいと思えます。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、19年度の普通交付税の関係でございますが、18年度と比較いたしまして、基準財政需要額におきまして、増えておると、需要額の関係、これにつきましては、中身は、その公債費ですね、償還にかかります部分は、18年19年と比較いたしますと1億2,900万余りが、こう増えたというような段階でございます。まあ、確かに、この収入額につきましても、落ち込んでおるんですが、これは、あの19年度、先程から出ておりますテクノ関連の償却部分がですね、見込みより多く入っております。そういう関係で今度20年度に影響してくるわけでございますから、20年度の普通交付税の関係、これにつきましては、その部分は、19年度の分、もらい過ぎておるという中で、差引されて参ります。ですから、トータル的に19年度と20年度比較いたしますと、昨年、昨年と言いますか、この19年度いただいた金額程度になるのではないかなと思っております。それプラスですね、まあ、これは、需要額等々の関係では、同額程度の見込みではないだろうかなというふうに、こう立てております。

それから、もう1点、ご存知のように、新聞等、地方再生対策費の関係の特別枠というのが出ております。これが約佐用町においては、4町分の旧町毎の試算というような計算式になっておりますので、この部分が2億程度増額になるというふうに見込んでおります。ですからトータル的に言いますと、この部分が、19年度プラスになるのではないかなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ちょっと確認したいのは、償却資産の関係ですけれども、7月確定では、それは分っておるんですけど、聞いていたのは、その18年度は、この12月議会じゃなくて、3月それも専決補正しよるね。その償却資産の補正は。そしたら、18年は、事情があって、特に確定が遅れたのか、確定は7月しておったんだけど、その計上遅れたか、それちょっと聞いておったんだけど。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） すいません。私の答弁、ちょっと答弁漏れがあったようでして、お詫びを申し上げたいと思います。

お尋ねの点で、補足させていただきたいと思いますが、スプリング8関係の償却資産につきましては、協定後ということですので、全てその時期に、ほぼ固まります。ただ、18年度におきまして、そういった補正が遅れたと、専決補正になったといった点につきましては、そういった賦課して、課税したのにつきまして、18年度の予算の歳入状況の中ですね、他の滞納税関係、現年分ですね、滞納が、どの程度見込めるか、未だ、非常に定かでない、非常に高額なものがございました。そういった事案を抱えておりました関係ですね、止むを得ず3月専決補正段階までですね、どうしても見込めなかったという状況がございましたので、その様な状況になったということですね、補足してのご説明とさせていただきますと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） その償却資産の関連ですけど、スプリング8で、今ナノテクの関連で、新しい関連が、その増設されておるんです。その部分が、丸々スプリング8で、同じ物として考えるんか、また別の物として3町で、1市2町で協議するんか、その点はいかがですか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） スプリング8関係の課税におきまして、1市2町間で、協議しておるといったものにつきましては、その税につきましてですね、立地条件、土地の配置条件についてですね、3町間にまたがっておるといったものにつきまして、1市2町間ですね、税の配分協議を行なっておるというところがございまして、今のご指摘のですね、新たに建設が既にされておるんでしょうかね、あの施設につきましては、上郡町域に、全域

になろうかというふうに聞いております。本町にはですね、その本町域には、設置され、設置区域には、本町は含まないという事を聞いておりますので、そういった点については、特に配分協議は行なっておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 11 番のね、当初聞いた延滞金と延滞滞納処分費の分の説明が漏れておったんいうことと。それから 12 ページのね、借換債 45 番、この事についてね、佐用町、今トータルでですね、353 億 3,570 程あるというふうに聞いておりますけれど、これらですね、先だっの新聞報道によりまして国の方は、借換債認めるということで、いくら、借換してですね、利子の高いんから低い金額に持って行くと。どう言うんですか、それをいつまでに借換されるんか、そしたらですね、そうすれば、そういう金額がね、何ぼぐらい軽減できるんかというようなことをはじいておりますか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） すいません、前段の件で、説明が抜かっておったようでございまして、お詫び申し上げます。

この度、税の補正と合わせまして、11 ページの延滞金につきまして、400 万円の補正増を計上させていただいております。これについての件数のお尋ねがございしますが、11 月末で言いまして、町税全体で件数といたしまして、605 件、その内固定資産税は 403 件という件数になっております。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

〔岡本義君「ここも抜けとうで、税務課長。下の 15 番の 17 万 9,000 円」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） すいません、もう一度お願いしたいと。何ページの何番でしょうか。

4 番（岡本義次君） 11 ページのね、あの、15 番の滞納処分費一番下の分の 17 万 9,000 円、この分です。これじゃなかったんですか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 失礼いたします。

説明が抜けておりまして恐縮です。お詫び申し上げます。

11 ページ滞納処分実費徴収金 17 万 9,000 円につきましては、この度実施いたしましたインターネット公売によります差押え不動産の公売につきまして、16 ページの賦課徴収費の中でですね、滞納処分鑑定評価委託料 18 万円を計上させていただきました。それにつ

きまして、この滞納処分鑑定評価委託料につきましては、その全額を滞納処分費といたしまして、滞納者から徴収をすべきものとしておりまして、当初予算、名目予算 1,000 円を組んでおりましたので、差引 17 万 9,000 円の計上をさせていただいたものでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 財政課長。

財政課長（小河正文君） 今回の借換債でございますけれども、今回一般会計の方で、借換債も 3,374 万 4,000 円をあげさせていただいております。これは、あの、利率が 5 パー以上まあ最高で 7 パーセント、7.1 というようなもんございます。そういう中で、以前は、この借換債、中々認めてもらうことができなかったわけでございますが、今回、国の方の方針によりましてですね、借換債を認めると、その条件的にあるわけですが、その中で 7 パー以上については、全てのものをという形でしていただいております。それ以外言いますか、7 パー以下ですね、につきましては、一応年度が、この 20 年の 3 月、19 年、ああ、すいません。20 年の 3 月償還等の絡みも出てまいりますし、後については、未だきちっと決まったわけではありませんけれども、今回は、一応国が示しております 6 パー、金融公庫の関係等につきましては、全て予算計上させていただいております。全体で言いますと、余談になりますが、これ、あの簡水又水道企業会計等の絡みもあります。そういう中で、全体では 20 件の分を予定いたしております。ですからこの一般会計では、借り入れ元が 1 億 4,900 万に対しまして、その現在で、3,374 万 4,000 円が残っておる。そういう中で、今の利子、それを借換いたしますと、2 パーで見た時に、230 万からの差が出て来ないかという事で、それを繰り上げ償還さしていただいて、少しでも財政の負担の軽減を図りたいというふうに考えて、今回計上させていただいております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） まあ 20 件ほどという事でございますけれど、ほな、これ後残りの分については、いつまでにやるんですか。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 20 件言いましたのは、一般会計で 7 件。それから簡水で 11 件ございました。それから上水が 3 件あるという事で、一応 5 パー以上の中の方ですね、あの旧資金運用分の資金とそれから旧簡易生命保険の資金それから公営企業金融公庫の資金。この 3 本が該当になるということです。

町長（庵逄典章君） だから、利率がね、5 パーセント以上は、もうこれで全部終わるのか、終わらないのか。それは、全て、後は、それ以下ですよという話です。

財政課長（小河正文君） はい。あの、今、言っておりますように5パー以上は、これだけの件数でございますので、後は5パー以下ということになっております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、関連で、それは、あの、平成4年度分までですね。それを確認です。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） その様になっております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、あの42ページお願いします。ええっとあの、空山池工事費500万円の、先程入の方で、国県の説明ありましたが、まず伺いたいのは、工事請負金500万円で、国県が先程333万5,000円という財源となっております。この災害査定からしてですね、当初予算は98、99の国県補助という当初予算なんですけれども、この単純に国県支出金を工事費で見た場合には、67パーセントだと。補助額がですね。いう事になるんですけど、そのあたりはどうなっているんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 国県の、いや国の補助率はですね、98、今言われております98.6ですか。それで、350万をですね、が補助対象が350万です。後の150万につきましては、洪水バキ等ですね、取り合い、補助対象にならん部分とですね、あそこの作業道を利用させていただいております。2.5キロありますので、そういった大型車が入りますので、そういった修繕的な物として、今回予算を補正させていただいております。使った後ですね、大型が通れない場所もあったりして直して通ったりもしておりますので、そういった方にも、ちょっと予算としてお願いしたいという事であげさせていただいております。補助対象は350万です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、見方によっては、原形復旧じゃなくって改良復旧というような感じもするんですけど。この工事の関係で、ちょっと確認したいのは、一般質問も行ったんですが、この空山池工事で9月13日に着工して11月29日までの2カ月半でね、現

場代理人が現場に居たのは4日間だけというのが、一般質問で明白になりました。それで、その答弁の中で11月30日に現場代理人の変更届がありましたというのがあったわけですが、それで伺いたいんですが、2カ月半に4日間しか出ていなかったというのは、これは、請負契約約款違反であります。もう明白ですね。そういう事からして、当然約款の12条ですか、12条では、書面によりね、その町は、必要な措置を取る事を請求する事ができるというのが、約款の第12条です。これからしたら、これの実態を見て、書面によって、そういった請求をされたのか。1点。

2点目に、現場代理人の変更届がされてますけれども、その理由は何なのか。現場代理人は、理由によらずいつでも変えられるものなのか。その辺りのことを伺います。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 9月に一般質問をもらいましてから、業者にですね、一応内容について聞いたところ、現場に常駐してないような事を聞きましたので、その後ですね、そこで口頭指導をしております。その後ですけども、監理技術者の届けが出てきまして、9月一般質問あった後にですね、指導した時に、専任、責任持ってこの現場を監督してもらうという業者の方からの事もありました。その後、今言いました監理技術者の届出が出てきまして、現場においては、その方にですね、指導監督者がですね、工事内容については、いろいろ話をして来ております。その後ですね、また12月議会の時に一般質問が出て来ましたので、内容について状況も、それから工事日報そういった物を確認する為に業者を呼んで、内容を聞いたところですね、今言われましたような実態があったという事で、それについては、非常にまあ、契約上の問題もありますという事も口頭で言っております。その後、現場代理人の変更届が出て来ました。いう事で書面においては出しておりませんが、口頭で指導をして来ております。それと、こちらとしても、現場はですね、その時点で、40パーセント程度で、これから、ハガネとか重要な所をやる時期だったものですから、今後の事についても、そういうふうな話をして来ております。それで、変更届が出て来た、書面が出て来ました。

現場代理人の変更届が11月30日でしたか、出て来たわけなんですけど、その時に、まあ簡単には変更はできないでしょうという話もしたんですが、内容については、理由書をですね、添付されて来ております。それについては、内容については、個人のこともありますので言われませんが、その内容を聞いた中では、止むを得ないという判断をして、現場代理人の変更届を受理したということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 15 ページの情報通信基盤整備事業の工事請負金の概算で結構ですんで、この工事請負金の内容をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 今回、補正をお願いしております工事費につきましては、大きな物としましては、追加的に出て来る物としましては、当初佐用チャンネル等も文字放送を中心の放送設備を考えておりましたけれども、映像等も入れるということで、まあ、自動プログラム装置なり部屋の改修なり、それからデジタル化に向けた改修というような事が主なものでありまして、それらが4,800万程と、後まあそれぞれ停電になった場合の発電機の方であるとかセンターが4カ所にありますので、そういうのが、もし故障の場合にこちらへ信号が入って、まあ燃料等を入れた形で復帰せなあきませんので、そういう装置であるとか、後加入者が、今回増えております。そういう分に対する工事費、それが1,800万余りという事が、大きな要因でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 佐用チャンネルの、その大きな4,800万円ですけれども、当初、その契約した時には、WINKなりが、WINKの方でスタジオ持って、そのWINKと契約したのは、業者として指定したのは、元々は、距離的に近いから、WINKの中で、その番組制作なりはできるという事だったんですけど、新しくこの番組制作のパソコンなりを、この佐用の佐用庁舎内だと思んですけど、それに設置する事は、WINKで委託する、その中に含める事はできなかったんでしょうか。新しくこれをする事によって、という、そのメリットというか、事ができるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 元々は、文字放送が中心でありますので、既存のパソコンの中で操作をして、それを文字化して、映像を、まあ発信するのは、佐用から出す事になったんですけども、映像につきましては、専門家等もおりませんので、当初からスタジオ作ってやるという事ではありませんでした。そういう中で今回映像の撮っていただくのは、WINKの方に委託をして撮っていただく予定なんですけれども、住民の方に映像を撮っていただいたり、それから、というような事をしますと、その編集等の事が要ります。それとか、ある程度一定量撮った物を蓄えるとか、そういう物が必要になります。それとか、まあ、一々その入替えというのは大変でありますので、コンピューターで組み替えて、1日分なり何週間分なりの操作をすれば、そのデジタル装置で流せるというような事の為に、そういう改良が要ったということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） ハード面では、そういう機会の設置についてはね、WINKの方で
するけど、今回そしたら、その佐用町の方で、そのパソコンなり機会を設置するという事
になれば、新しい人員の体制もできてくると思うんですけども、その点は、いかがです
か。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） まあ、その、流す部分は、行政情報なり学校関係なり、それ
から地域の情報を流すということでありまして、その部分につきまして、映像を撮るのは、
基本的にはWINKの方から来ていただいて撮るという事でございますので、その分につ
いての、あまり人員的な事は考えてないんですけども、中の部分として編集の部分に当
たったり、調整の部分とか、そういう部分では要りますので、今の多くでなしに、現状の
体制の中で、まあいうような事で基本的には考えております。

議長（西岡 正君） 他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 26 ページのね、35 の地域農政対策事業費の中で、農業の担い手の
補助金そして支援金というのが出ておりますけれど、佐用町においてですね、一番多く田
んぼ預かってですね、何町ぐらいされておる方が、年間何ぼぐらいな補助いただいておる
んかということと、少ない人であれば、何町の何ぼかと、それで、平均した場合、いくら
かと。

そして、佐用町で、まあ、各いわゆる自分がもう耕作ようしないという方が増えて来て
おりますけれど、それらの人の分も含めてね、今の担い手だけで、そういう確保できるよ
うなんか、それともですね、これらの方だけでは、もう足らんような状態になるんか、そ
こら辺の計画も含めて、もしどの様に考えておられるんか教えていただきたい。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 非常に件数も、対象者の件数も多いので、その中々多い少な
いという事はですね、ちょっと資料としては、総括表でしか見ていただかなければ仕方な
いかなと思いますが、まず下側の認定農業者規模拡大支援事業につきましては、これは、
10 分の 10 県の事業でございまして、認定農業者でございます。この方は 9 名が、9 名で
19.6 ヘクタール。これは初年度だけの土地の貸し借りですね、そういった要件があります。
件数としては、実績として 9 名の 19.6 ヘクタール分が対象となっております、これは、
10 分の 10 県の事業でございます。それで、実績によりまして 75 万増額させていただい
ております。

それから、その上の農業の担い手確保の補助金ですけども、これは町単独事業でござ
います。これ、この内容につきましては、耕作を 1 ヘクタール以上されている方が対象に
なりまして、それで、利用権設定がですね、5 年以上されている農地について、初年度は、
一反当たり 1 万円それから 2 年以降はですね、反当 7,000 円ということになります。それ

とまあ、この認定農業者につきましては、1反当たり1万円ということで、交付しております。件数が19年度につきましては、92名。面積が156.7ヘクタールということになっていきます。総額がですね、補正分を足しますと1,649万円、約1649万ということになります。今回300万円増額させていただいておりますけれども、単純に去年の実績をですね、当初予算にさせていただいております。その後、利用権の設定が増えてきておりまして、約30ヘクタール19年度は増えたという事になります。

それで、今後の予想ですけども、過日の農業委員会等でも話が出ておりまして、非常に案件としてですね、利用権設定の報告言うんですか、協定書がですね、契約がですね、昨年と比べて、やっぱり徐々に増えて来ておるとというのが実態でございまして、今後も増えて来るというふうに思っております。今後、そういった事について、農業委員会もですね、対策としては、いろいろ考えていかなあかなんということも聞いておりますし、また私達の方も、今後も、こういった農地利用権設定の申請が多く出て来るものというふうには、ちょっと予想して、懸念しております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 今、92名中の中でね、一番たくさん預かっている方は、何町ぐらいやられとうかいう事分かります？

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あ、多い方は、認定農業者でございまして、一番多い方でしたら17町近くは借りられておられると思います。少ない方はですね、一般の農業者の方ですと、1反とか2反とかいう方もおられるんですけども、実際認定農業者の方が非常にまあ多いという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 21ページの保育園費、その中で測量調査設計委託料、当初450万だったんですが、改めて370万の補正、この内容。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） この分につきましては、佐用保育園の改築及び子育て支援センターの準備の為でありまして、当面今の予定では、できれば新年度20年度に建設までこぎつ

けたいという事で、今準備を進めておりますが、その為の事前段階として基本設計をしていただいて、場所の配置等決定して行きたいということで、今回補正をさせていただきますました。当初に予算化させていただきましたのは、分筆等の準備、土地購入の為の準備費で使用しておりますので、今回新たに基本設計部分として補正を計上いたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） ちょっと金額的に少ないんですが、19 ページの民生費の各平福地域福祉センターとかが、ずっと 35 目から 85 目のけんこうの里まであるわけですが、この中の中安ふれあいセンターを除いてですね、本当に細かい数字ですが、補正で、ずっと減額、石井を除いて減額されているんですが、消耗品費と、それから、がプラスで火災報知機設備整備検査委託料ですね、これが、マイナスにほとんどなっているわけですが、この説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、あの、全会計わたるんですが、今回言いますか、消防設備等の点検、消火器ですねの部類がございます。消防設備点検いう、そういう関係で、委託料の部分でマイナスし、そして消耗品で金額にしてはですね、少なくとも、その分で振り替えさしていただいたという事で、これは消火器の詰め替え部分を、詰め替え金額と購入した場合の金額とどちらが安いのかという事も試算させていただいた中で、金額的には購入する場合と余り金額的には変わらないと。そして点検の、今度期間の問題がありますんで、そういう中で、今回、全施設見直しをさせていただいて、こういう形で、予算の振替をさせていただいたという事で計上させてもらっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。ないようですから、これをもって、質疑を終結をいたします。
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第 101 号、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これをもって、午前中の審議を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしという事ありますので、午後 1 時より再開いたします。

午前 11 時 47 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 4．議案第 102 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 4 に入ります。

議案第 102 号、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。

議案第 102 号、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についての質疑に入ります。質疑のある方発言願います。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第 102 号、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。えっ、挙手、多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 103 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 5 に移ります。議案第 103 号、平成 19 年度佐用町介護保険

特別会計補正予算案（第２号）の提出についてを議題といたします。

議案第 103 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第２号）の提出についての質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
議案第 103 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第２号）の提出について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 104 号 平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 6、議案第 104 号、平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
議案第 104 号、平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についての質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。これで本案に対する討論を終結いたします。
議案第 104 号、平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7．議案第 105 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 7、議案第 105 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

議案第 105 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について質疑のある方、発言願います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 6 ページの建設改良事業です。改良費について、町長提案説明では測量調査設計委託料 1,000 万減額。工事請負金も 3,400 万減額ですけど、中央監視システムの減額という事ですけども、これは債務負担行為でやっているはずなんですが、それ減額の理由は何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） はい、今回補正予算をさせていただいております。しかしながら、債務負担の総額的な変更は、今回行っておりません。ただ、その補助金ですね、今現在、中央監視システムの補助金の内示等は受けておりますけれども、未だ正式的な補助金の申請なりですね、交付決定が来てないという状況の中で、内示金額に基づいた、いわゆる本年度 19 年度がですね、3 箇年計画の中央監視システム制御整備事業の、それぞれの委託料なり工事請負費等調整した結果、現計予算に対しまして委託料として 1,000 万円。工事請負費として 3,400 万円の減額を、今のところ予定をさせていただいております。ただ、若干不確定な要素等がございますので、更に 3 月の段階でですね補正をさせていただくような事になる可能性としても、今現在あるという状況でございます。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 21 年までの事業ですけども、それによって 19 年度からですから、19 年度は、これだけ事業が、設計の段階からあるということであればね、その事業の遅滞とか、そういう事の影響はないんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。水道課長。

水道課長（西田建一君） はい、確かにですね、ご指摘のように当初予算から比較、当初の計

画から比較すればですね、19年度の、いわゆる国庫補助事業対象事業としてですね、非常に少額になっておるといふ内示の状況でございます。まあ、しかしながら3箇年の計画の中におきましてはですね、特に大きなですね、事業の遅れ、まあ、そういう進捗率が遅れるというような予想は、今のところしておりません。そういった中で3箇年計画の中で、年度割といたしましては、19年度先程申し上げましたように、低額になるわけですがけれども、事業への影響というものはですね、まあ、余りないのではないかなという予想を、今のところさしていただいておりますのでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
議案第105号、平成19年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第106号 平成19年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第8に移ります。議案第106号、平成19年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。
質疑に入ります。質疑ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ええっと、5ページなんですが、建設改良費の中で公共下水道事業実施設計委託料の80万の内訳をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） これは雨水対策事業でございますが、来年度実施するカ所についての官民境界とか、そこら辺をきっちりつけた上で、最終年度20年度に円滑に行くように実施設計業務という項目で補正させていただいてます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 官地と民地をはっきりする為というわけですが、言われましたけども、これは、そしたら、今までの所、実施して来た場所も、きっちりそれは、分けられてあるんですか。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 旧国道言うんか、旧県道とか、そこら辺につきまして、過年度、昨年度において測量しまして立会いして、地籍調査に反映できる精度で保存しております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他にございますか。
はい、ないようですから、これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
議案第 106 号、平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 107 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 9、議案第 107 号、平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第 107 号、平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 108 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 10 に入ります。

議案第 108 号、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） この会計の、その財源は県の施設であるから、県の委託金と言いますか、そういう物が収入源になっていると思うんですけど、備品とか工事請負とか、その補正で、いわゆる事業がやられているんですけど、そこら辺の事情というか、県の財政が厳しいから来年度は、色々な面で減らして行くという事が、今、すごく言われているんですけど、そういう中で、増えていますから、そこら辺の事情説明してください。

議長（西岡 正君） はい、業務課長。はい。

天文台業務課長（杉本幸六君） 失礼します。ええっと今のご質問ですけども、おっしゃるとおり、あの、県の委託金が、大部分を、今占めておるわけなんですけど、本年度 19 年度におきまして、正式な最終内示を受けまして、その結果に基づく当初予算の編成が、時期的に間に合いませんので、やっております。で、6 月補正の段階で、その内示額の確定というのも、これもあの、流動的な部分がありましたので、行っておりませんので、その後において決定がなされ、で、18 年度の実績報告も了承されて、監査も終わった段階で、19 年度の最終額が決定を受けました。で、それは、当初予算に比較しまして、大体まあ、300 万円以上の金額で、内示額の方が増えておりましたので、最終的に、それを 12 月の段階で処理をしております。ただ、従来ですと、これが県の方の 2 月、県では、県の 2 月補正の段階で 19 年度の額が確定をするんですけども、町におきましては、その確定を受けてからの手続きにおきましては、事業の実施期間が取れませんので、先行して 12 月の段階で処理をさせていただいております。ですから、今回の補正の中身についても、県の 2 月補正での審議が終わらないと正式な協議ができない事項がありますので、ですけども、その 2 月の段階で確定を受ければ、その後、直ぐに着手できますので、工期とか、そうい

った実施期間が確保できるという、そういうちょっと、手続き上のズレがありまして、この様な形で処理をさせていただいております。ですから、当然財政的には、非常に苦しい状況ではありますが、当初の段階で、一応枠としては、ほぼ決定を受けておりましたものですから、今のところ、これに対して、削減とかいうような処置はされておられません。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他にございますか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
議案第 108 号、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 109 号 平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 11、議案第 109 号、平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。
質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
議案第 109 号、平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 110 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 12、議案第 110 号、平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないので、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますがございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないので、討論を終結いたします。
議案第 110 号、平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 111 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 13、議案第 111 号、平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
質疑のある方、発言願います。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないので、討論を終結いたします。
議案第 111 号、平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 112 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 14、議案第 112 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について議題とします。
質疑に入ります。質疑ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 8 ページですが、水道事業費の営業費用の中で、補償費、大酒農作物被害補償費が 7 万 6,000 円、額は少ないんですけども出ております。で、この理由は、浄水場の電灯によってお米の収穫が遅れたということなんですけれども、詳しく、この補償の内訳をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） 8 ページのですね、営業費用の原水及び浄水の内訳で補償費 7 万 6,000 円を補正で提案をさせていただいております。この件につきましては、毎年度同じような状況の中で、支出をさせていただかざるを得ないという状況がございます。これの件につきましては、大酒のですね、浄水場に夜間、色んな状況の中で、照明いわゆる水銀灯を、照明をしておると。それに伴いますですね、被害という状況の中で、約周辺の農地がですね、600 平米、約 6 畝ございます。それに対する補償ということでございまして、まあ、平成 18 年度並みのですね、補償をさせていただくという状況の中で、コシヒカリをですね、6,000 円。30 キロ入りの 6,000 円という状況の中で、200 円、キロ当たり 200 円の補償をさせていただくという状況でございまして、若干の割り増しもあるわけでございますけれども、それに対しまして 6 畝の中で収穫量がですね、324 キログラムあるという状況の中で被害の金額として 7 万 6,000 円、まあ当事者との話によりまして、解決するという状況の中で、今回、補正予算に対応させていただいて補償をしたいという考え方でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 今、課長は、毎年補償しているようにお答えになりましたけれども、私が聞いたのは、作物によって影響を受けたり受けなかったり。で、お米の場合に発育が遅れたという事で、毎年ではないという事であります。そう説明受けたのと。それからも

う1点は、その影響があるので、今は、4灯ですかある、その照明灯を、そこの田んぼに当たる部分については、切っているというように聞いているんですけども、その状況というか、実態はどうなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） そういう状況もあるわけなんですけれども、まあ、今年度につきましては、先程申し上げたような、去年の、まあ状況の中で同じような被害があったという事で、同じような状況の中で、補償をせざるを得ないという状況をお聞きしております。確かに、大酒の浄水場につきましては、まあ、周辺に民家がないような状況の中で、ほとんど農地だ。農地につきましても、作付の状況が若干ですね、年度によって変わるかなという状況もあるわけなんですけれども、そういった中で、できるだけですね、被害を最小限度に抑える為に、先程ご指摘のようにですね、照明等もですね、若干100パーセント照明しないような状況を考えながらですね、やはり、やっぱり浄水場でございますんで、いろんなトラブル等の発生の状況の中で、やはり照明も付けておかなければならないという状況もございますんで、できるだけですね、注意をしながらですね、照明灯もですね、点けざるを得んという状況でございますんで、まあ、周辺の方々にも充分ご理解をいただきながらですね、ご了承いただいておりますという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） じゃあ、もう1回確認なんですけど、この7万6,000円は、お米の減収分の補填という事なんですね。はい、分りました。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 10ページの建設改良費、先程の簡水でもお聞きしたんですが、委託料と工事請負費、備考欄で、どちらも説明が中央監視システムの委託料の一方は、委託料が不足、工事費の方が不用額という事になってるんで、簡水の方では、どちらも不用ということだったんです。この210万の不足額について。

議長（西岡 正君） 水道課長。

水道課長（西田建一君） 確かに、ご指摘のとおりでございます。あの、若干、その、この浄水事業につきましてはですね、当初予算の中で19年度、単年度でですね、完成したいという状況を考えておったわけなんですけれども、しかしながら簡水のご質問の中で、お答えいたしましたように、非常に国庫補助金の内示が遅れたという状況の中で、どうしても単年度でできないという状況がございまして、債務負担行為も新たにおこさせていただいております。そういう状況の中で、工事請負費は減額させていただきましたけれども、い

わゆる事業按分の中で工事施工監理委託料につきまして、浄水の負担分の工事請負費が全体として若干増額になったという状況の中で、委託料のですね、いわゆる施工監理のですね、委託料業務が若干上水会計の方で負担を、増額負担をお願いせないけんという状況にありましたんで、簡水とのバランス的な事で行きますと、委託料で上水につきましては、210 万円の増額になり工事請負費としては、6,000 万円近い減額になったわけなんですけれども、それぞれの事業按分等によりまして、止むを得ず、こういう補正を上程させていただいたという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 10 ページの借換のね、5,500 万については来年度へ持ち越しという事でございますけれども、20 年から 22 年の、まあ 3 年でやるという事でございますけれども、この 3 年間になんぼぐらい総経費言うんか、総工事いうんが掛かるんですかね。

議長（西岡 正君） はい。

水道課長（西田建一君） はい、上水会計につきましてはですね、この 8,869 万 8,000 円、今年度ですね、繰上償還をさせていただく事によって、ほとんど、この繰上償還につきましてはですね、終わるのではないかなという思いを持っております。で、これに対する、いわゆる借換債の借換債によってですね、効果的なものが、あくまで試算ですけども、約 1,400 万程度ですね、繰上償還によって利子が軽減されるという状況の中で、上水会計としてですね、大きな効果があるのではないかなという事を思っております。で、上水会計につきましては、7.3 パーセントの分と 8 パーセントの分、3 件ございまして、先程申し上げましたような起債残高の 8,869 万 8,000 円に対しまして約 1,400 万程度の効果、効果額が出て来るのではないかなという試算をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。
ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第 112 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 15. 議案第 113 号 工事請負契約の変更について（南光支所庁舎建設）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 15 に入ります。

議案第 113 号、工事請負契約の変更について（南光支所庁舎建設）を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 113 号、工事請負契約の変更について提案のご説明を申し上げます。

本案件の南光支所庁舎建設工事につきましては、第 15 回臨時議会において契約金額 1 億 3,083 万円で議決いただきまして請負契約を締結し工事を進めておりましたが、今回、公用車車庫建設工事や屋外付帯工事として 1,402 万 650 円を増額し、変更後の請負金額を 1 億 4,485 万 6,50 円に変更しようとするものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 先程、町長の説明で追加工事の内容として、公用車車庫とそれから屋外付帯工事とあるんですけども、その屋外付帯工事について、もうちょっと詳しい説明お願いいたします。

議長（西岡 正君） 答弁願います。

南光支所長（森崎文和君） それでは、お答えいたします。

屋外付帯工事としまして、花壇があります。花壇及び植栽工事それから、敷地内にあります農業水路の改修工事それから、防災倉庫等の移転工事が主な工事でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まあ、今度改めて追加されるわけで当初にこれ、元々の工事の中に含まれなかったという理由は何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、支所長。

南光支所長（森崎文和君） 当初にも質問等あったと思うんですけども、当初予算の予算の関係で2期工事として、当初に入れることができなかったというのが、主な理由でございます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） 追加工事の中で、周辺整備事業という事で、今古い前の庁舎というか、役場の所を使っているんですが、その庁舎の玄関に周辺整備の時に、あれは取り壊してしまうという事を聞いているんですが、南光町の町の看板が2箇所ありますけれど、その物については、1つは、2つある内の1つについては、各旧町毎の所にある看板と一緒になんですけど、もう1つは、南光町独自の非核の看板ですけれど、これは、一般質問でも取り上げて、町長の見解を伺ったところですけども、いよいよ、その旧町時代の、私もは遺産と思っているんですけども、是非、残す方向で考えて欲しいと思うんですけど、どうなのか、改めてお聞きします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 合併をして、新しい町としての、そういう宣言等については、行う事は考えておりませんし、あれは、旧南光町で宣言をされたという事で設置をされておりますのでね、それは、当然撤去をするという事で、処理をいたします。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） 2つあるんですけど、1つは置いておくんですね。そういう事ですか。手間としては一緒だと思うんですけど。

議長（西岡 正君） はい。

南光支所長（森崎文和君） ええっと、もう1つは。

18 番（平岡きぬゑ君） ひまわりの看板。

南光支所長（森崎文和君） それにつきましても、今回、今の建っております支所庁舎は全体取り壊して駐車場の予定でありますので、除去する予定であります。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） あномаあ、現在ある場所は駐車場にするいう事でね、確かに、あの場所にあるいう事は、障害になりますけれど、同じ敷地内に旧町時代の支所という事で、建替えたわけですし、看板というのは、精神的な物も含めて、あの、大事な物ですから、看板を下ろすという事は、あんまりいい言葉ではありませんけれど、そういう事を、なさろうとしているわけですけど、そういう事するのは、やっぱり、町民に対して、やるからには、相談してからやって欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） 町長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 相談が必要な事はしますけども、それは、一応それぞれ、そういう、例えば条例なり何かあって、されたと。それから、まあひまわりの町の看板ですか、それは、南光町という名前が入っている分なんかについては、当然、これ新しいね、町として必要なら、また、それは佐用町として、町として考えきかない事ですから、それは、適切に判断させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないので、討論を終結いたします。
議案第 113 号、工事請負契約の変更について（南光支所庁舎建設）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、可決されました。

日程第 16. 同意第 2 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 16 に入ります。
同意第 2 号「佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 2 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町教育委員会委員半田浩子氏の任期満了に伴い矢内正敏氏を佐用町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により平成20年度4月から保護者の選任が義務化された為、今回その事を念頭において選任をいたしております。

ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

この際お諮りします。本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに表決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔井上君「異議あり」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） いじめの問題が起こりですね、学校現場の充実という事で、今回改正、地方教育行政法という法が改正されたわけなんですけど、その中で教育委員会に保護者を選ぶ事を義務化という事になったわけなんですけれども、先程町長の方から話がございましたけれども、この保護者を選ぶ事について、教育委員会として、その、この運用についての成果はですね、どの様な事を、その期待されているか、そこらをお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） こういう時代でありますので、広くいろんな意見を聞いて、まあ、私達が、考えているだけの事でなくってですね、少なくとも現在の保護者の立場、親の思い、そういうものをですね、広く意見聞きたい、この様に思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） その、今、教育委員会5名なんですけれども、この保護者を選ぶという事について、どんなんですか、今教育長話されたようなことがですね、今後取り入れられるとすれば、この中に、もう1名ぐらい、今度新しく改正された時に入れるという事は考えておられないわけですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） この教育委員の人数的な事につきましてですが、今佐用町の人口とか、そういう事を考えて、まあ5人、これが適切ではないかと、そのように捉えておりま

す。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

町長（庵途典章君） だから、その中で、もう1名を、そういう人を入れるかどうかという話です。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） それは、今のところは、現在1名と、その様に考えております。

8 番（井上洋文君） はい、了解。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 保護者の関係でね、勿論小中の子どもがなくても保護者という規定にされてるみたいですけど、小中の子のある保護者というのは、やはり特別な意味があるというように思うんですが、その辺りはどのように考えておられますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。教育長ですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁。

教育長（勝山 剛君） 法によってはですね、小中の保護者という事が限定されておりますので。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 限定はされていないんですけどね、小中の実際の、この親という意味も、やっぱりあるというふうに思うんですよ。教育委員としてね。今、自分の子が居るといいう教育委員。それは、それなりの意義もあるというふうに思うんですけども、その辺りは、限定されていないから小中の子がなくても保護者という形で今回選んだという、それは理屈でいいんですけども今後の問題も含めてね。

〔「小学校の子おるんや」と呼ぶ者あり〕

21 番（鍋島裕文君） ああ、居るんか。ああ、そうか。居ないと聞いてた。ああ、失礼、

あの、この、この人は、小学生の方あるんですか。

〔「あるある」と呼ぶ者あり〕

21 番（鍋島裕文君） 確認します。居る。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 6年生のね、子どもさんがおるという事で、これはまあ、当然佐用町の教育委員として、これから4年間やってもらうという事で、是非ともお願いせなならん話だと思うんだけど、その例えばね、その小学校を抜けて町外の学校に行った場合に、その教育委員の資格って言うんか、その佐用町の保護者の中で、当然選んどってやと、私理解しておるんやけども、もし、その保護者で佐用の町の保護者でなくなった場合に、その問題を、その教育委員、保護者から選んだ教育委員っていうやつは、そのまま問題なしに続けられるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 法的には問題はないと。

17 番（山田弘治君） 問題ないという事ですか。

教育長（勝山 剛君） はい。

17 番（山田弘治君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 僕、法的には問題ないと思うんですけどね、法的に言うのは、北は北海道から南は九州、沖縄までを勘案した中で、法的にはいうのは、決められる事であるから、確かにそうだと思うんですよ。でも、佐用町という限定の中で考えると、今鍋島さんが言うたように、当然小中にある子というよりも、もっと言えば、佐用町内で、教育を受けている子という事が、本来の趣旨じゃないかなと思うんですけども、そこら辺は、

どうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） あ、まあ現実的にそうなるかどうか、私にも、その事は、よく分かりませんが、子どもさんが町内に在籍、それは望ましい事だろうと思いますけれど、それを、こちらの方から、その様にしてくださいとか、そういう事は言えない立場でありますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

ないようですから、これにて質疑を終結いたします。

それでは本案に対する討論を省略し、これより本案についての採決に入ります。

同意第2号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり同意されました。

日程第17. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第17に入ります。

日程第17は、閉会中の所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙のとおり・・・ああ、ごめんなさい。

暫く休憩します。

午後01時36分 休憩

午後01時38分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開をいたします。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙のとおり申し出をいただいております。別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 産建常任委員会が、水道課の所管事務というて書いてあるけど、これどういう事。水道課の所管に関する事項というのは、厚生がやるかと思うんですね。それ

で、公害についても厚生かと思えますけども、いう事になれば、厚生から水道課の所管業務を外すべきやと思うわ。

議長（西岡 正君） 暫く休憩させてください。

午後01時40分 休憩

午後01時42分 再開

議長（西岡 正君） はい、再開します。ちょっと、待ってくださいね。再開します。松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） すいません。農業関係の、いわゆる公害という事になれば、いわゆる、どこや、建設課、農業委員会か、農業課か、農業振興課の方が関係するから、あえて、ここで書く必要がないわけですね。そやから農業公害という事になれば、そういうふうになるんで、農業振興課の所管に関する事項の中で、充分納まるわけですから、あえて、ここで水道課の所管に関する事項って言うて入れる必要はないというふうに思いますわ。そやから、水道課の所管の部分をするとなれば、当然、厚生から外せばいいわけで、そしてたら、水道課の部分においては、産業建設常任委員会が所管するという事になるわけですから。

議長（西岡 正君） はい、誠に申し訳ないんですが、再度休憩させていただきます。

午後01時43分 休憩

午後01時45分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開をいたします。

先程、松尾議員の発言について、産業建設常任委員会に企業及びこの公害の事について、本来であれば、厚生常任委員会であるという事の指摘がございました。おっしゃるとおり、そのとおりでございますので、この所管事務の中に、企業及び産業公害に関する事という事に入ってる事について、少し、ここを消していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

〔鍋島君「7番は、全部消すんと違うん」と呼ぶ〕

〔平岡君「おかしいな。7番違うん」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） えっ。

〔鍋島君「7番を全部消すんやろ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 暫く休憩します。何ですか。

午後01時46分 休憩

午後01時46分 再開

議長（西岡 正君） 再開します。ああ、ああ、7番ですね。そうですね。すいません。7番全体を消してください。

お諮りします。閉会中の各委員の所管事務調査は別紙のとおり申し出をいただいておりますので、別紙のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第17回佐用町議会、えー、第17回佐用町議会定例会はこれをもちまして閉会といたします。

議長（西岡 正君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今12月議会につきましては、5日から今日まで長きにわたって、皆さん方にご審議をいただきました。適切妥当な回答が出たと。このように議長として厚くお礼を申し上げます。また、今年も後わずかになってまいりました。年末何かと大変忙しい事と思いますが、議員各位におかれましては、お体をご自愛の上、議員活動に専念していただき、又家族も含めまして、職員の皆さん方、町長も同じでありますけれども、良い年をお迎えになられますことを、ここにご祈念申し上げまして閉会したいと思います。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵道典章君） それでは、一言、お礼のご挨拶とさせていただきます。

今議会におきましても、たくさんの議案を提案さしていただき、又一般質問等いろいろと、ご質問、ご質疑をいただきまして、ありがとうございます。それぞれご承認を提案しております、ご承認をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。ご指摘いただきました審議の中で、ご意見又ご指摘につきましては、より良い今後の行政運営を行う為にですね、十分に反映をさせていただき努力したいと思っております。その点、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今お話のように、本年も後残すところ1週間という事で、いよいよ押し迫って参りました。まあ、もう皆さんには、こうして今年年内にですね、一応お会いする機会というのは、正式にはないと思いますが、今年1年間、本当にいろいろな面でお世話になりました事を厚くお礼を申し上げます。また後1週間で、また新しい年が来ますけれども、19年度はですね、未だ年度途中であります。19年度、もう最終の四半期に入っていくわけですが、19年度に予定しております、色んな事業につきましても、何とか順調にですね、完了できるように努力をしながら、20年度に向けての予算編成、非常にまあ、ご存知のような県の財政改革等いろいろと厳しい状況が生まれておりますけれども、佐用町といたし

ましては、新しいまちづくりの基礎づくり、まだまだたくさんあります。できる限りの努力をして行きたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

後、僅か皆さん方、健康に留意されまして、ご家族皆さん、一緒に良いお年をお迎えいただきまして、又来年、年明けましたら、新しい、また年として、佐用町発展の為に活動をしていただきますように、お願い、ご祈念を申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（西岡 正君） ご苦労さんでした。

午後01時47分 閉会
